

金銭の振込先の指定に関する規程（トラノコ）

（規程の趣旨）

第1条 この規程は、お客様と当社との間の金銭の振込先の指定に関する取決めです。

（金銭の振込先の指定）

第2条 金銭の振込先の指定とは、お客様の投資信託の換金代金等、当社がお客様にお支払いする金銭（以下、この規程において「金銭」といいます。）を、当社所定の方法により、お振込先の金融機関口座（以下、「振込先指定口座」といいます。）をご登録していただくことにより、お客様からご指定いただいた振込先指定口座に振り込む方法をいいます。

（口座名義）

第3条 振込先指定口座の名義は、当社におけるトラノコ総合取引口座の名義と同一としていただきます。
2 振込先指定口座は、口座振替に関する取扱規程（トラノコ）に基づきご登録いただく引落口座と同一の口座としていただきます。

（金銭の支払方法）

第4条 当社は、お客様に金銭をお支払いするときは、お支払金額が100万円までの場合は、当社の指定する資金決済に関する法律に定められた資金移動業者（以下「資金移動業者」といいます。）に送金依頼をすることにより行います。また、お支払金額が100万円を超える場合は、銀行振込みにより行います。

（振込先指定口座の変更）

第5条 届出を行った振込先指定口座を変更されるときは、当社所定の手続きによりお届けいただきます。
なお、振込先指定口座のご変更を行った場合は、口座振替に関する取扱規程（トラノコ）に基づきご登録いただいた引落口座も同様の口座に変更させていただきます。また、変更のお届けをお受けした場合、通常のお支払い日数を超過してお支払いする場合があります。
2 届出先の金融機関によって、お支払いに要する日数が変わることがあります。

以上